

## 浦和への引越手続きチェックリスト(さいたま市外からさいたま市浦和区に引越す場合)

さいたま市外からさいたま市浦和区に引越す時に必要になる手続きをまとめました。手続きが必要になるタイミング順にチェックリストを作成しています。また、必要書類も記載しているので、手続きが必要な時期になったら上から順に行うことで引越しの手続きを終えることができます。プリントアウトしてご利用ください。

◆引越しを決めたらすぐに行うこと				
☑	手続き内容	手続き・届出先	手続き方法	詳細
☐	住宅や駐車場の賃貸契約の解約	管理会社	契約者本人が電話・書面で連絡	管理会社に退去の旨を連絡する。解約や退去時に関する賃貸借契約の項目を確認しておく。
☐	転校手続き	担任の先生	保護者から担任の先生に転校の旨を連絡	学校の指示通りに転校手続きを行う。在学証明書・教科書図書給与証明書を受け取る。
☐	転園手続き	浦和区役所子育て支援課と各市区町村役所	①浦和区役所子育て支援課 ②各市区町村役所窓口	最初に浦和区役所に連絡して必要な書類や手続きを確認。基本的に各市区町村役所経由での転園手続きを行う。しかし、時期によっては保護者が直接浦和区役所に申し込む必要があるため要確認。
☐	引越し業者選び	引越し業者	電話やインターネットで連絡	複数の業者の見積もりを取って、引越し業者を決める。

◆10日前までにやること				
☑	手続き内容	手続き・届出先	手続き方法	詳細
☐	郵便物の転送手続き	郵便局	郵便窓口orインターネット	手続きから転送開始まで最大7営業日程度かかるため早めに手続きを行う。
☐	新聞や宅配食材など定期購入している商品やサービスの住所変更	各契約先の窓口	電話orインターネット	—
☐	固定電話・携帯電話・インターネットの住所変更手続き	各契約先の窓口	電話orインターネット	各会社によって必要なものが異なるため契約書等を要確認。引越しシーズンは固定電話の移設に時間がかかるため、早めに連絡が必要。

◆1週間前までにやること					
☑	手続き内容	手続き・届出先	手続き方法	必要書類	詳細
☐	転出届	引越前の各市区町村役所	世帯主・家族が手続き	①印鑑、②身分証明書	転出届は再発行できないケースが多いため要注意。
☐	印鑑登録の廃止	引越前の各市区町村役所	本人が手続き	①登録印鑑、②印鑑登録証	転出届の手続きを行うと自動的に登録が消される市区町村もあるため、要確認。
☐	国民健康保険の資格喪失手続き	引越前の各市区町村役所	加入者本人・家族が手続き	①印鑑、②身分証明書、③国民健康保険証	—
☐	児童手当受給資格喪失手続き	引越前の各市区町村役所	受給している児童の保護者が手続き	①印鑑、②身分証明書	転出届の手続きを行うと自動的に登録が消される市区町村もある。また、役所によって手続きや期日が異なるため要確認。
☐	乳幼児医療費受給資格喪失手続き	引越前の各市区町村役所	受給している児童の保護者が手続き	①乳幼児医療証、②印鑑	転出届の手続きを行うと自動的に登録が消される市区町村もある。また、役所によって手続きや期日が異なるため要確認。乳幼児医療証は窓口もしくは郵送による返還が必要。
☐	水道の引越し手続き	引越前の各市区町村の水道局 さいたま市水道局	電話orインターネット 電話orインターネット	— —	— 電話連絡先：048-665-3220
☐	ガスの引越し手続き	契約しているガス会社 東京ガス(株)お客さまセンター	電話orインターネット 電話orインターネット	— —	— 電話連絡先：0570-00-2211 ※東京ガス以外の場合は、各ガス会社に連絡。
☐	電気の引越し手続き	契約している電力会社 東京電力エナジーパートナー 埼玉カスタマーセンター	電話orインターネット 電話orインターネット	— —	— 電話連絡先：0120-995-441 ※東電以外の場合は各電力会社へ連絡。
☐	NHKの住所変更	NHK	電話orインターネット	—	電話連絡先：0120-151515
☐	各種保険の住所変更	各保険会社の窓口	契約者本人が手続き	—	生命保険など。
☐	金融機関の住所変更	各金融機関の窓口	契約者本人が手続き	—	銀行口座、クレジットカードなどの住所変更。

◆引越し後なるべく早く行うこと					
☑	手続き内容	手続き・届出先	手続き方法	必要書類	詳細
☐	転入届の提出(加入者は国民年金の住所変更手続き)	浦和区役所 区民課	世帯主・家族が手続き	①転出届、②印鑑、③身分証明書、④通知カード又は個人番号カード、⑤国民年金手帳(加入者のみ)	期限：引越日から2週間以内 転入手続きと同時に国民年金手帳を提出することで住所変更手続きを行うことができます。 ※免許証の住所変更を行う場合は住民票を合わせて発行しておく。
☐	印鑑登録	浦和区役所 区民課	本人が手続き	①印鑑、②身分証明書	—
☐	国民健康保険の加入手続き	浦和区役所 保険年金課 国保係	本人が手続き	①印鑑	期限：引越日から2週間以内
☐	児童手当の申請	浦和区役所 子育て支援政策課 手当係	受給児童の保護者が手続き	①印鑑、②児童の保護者名義の振込口座のコピー、③児童の保護者の健康保険被保険者証のコピー又は年金加入証明書(厚生年金加入者のみ)、④マイナンバー、⑤認定請求書(さいたま市役所ホームページで印刷可能)	期限：なるべく早く。転入日から15日以内の申請は転入月から支給される。
☐	乳幼児医療助成の申請(子育て支援医療費助成)	浦和区役所 保険年金課福祉課 医療係	受給する子供の保護者が手続き	①印鑑、②子供の保険証、③児童の保護者名義の通帳又は金融機関と口座番号がわかるもの	期限は転入日から1年以内。ただし、医療証がないと病院で支払いが発生し、役所での医療費還付手続きが必要なため早めに申請しておいた方がよい。
☐	転校手続き	浦和区役所 区民課・転校先学校	学生の保護者が手続き	①就学指定校通知書、②在学証明書、③教科用図書給与証明書	期限：速やかに 転入届の提出時に「就学指定校通知書」の受け取りとる。その際に転校先の学校の指示があるので、必要書類を学校に提出する。
☐	各健診・予防接種予診票の受け取り	浦和区保険センター	受給する子供の保護者が手続き	①母子手帳、②保護者の身分証明書	転入後に各予診票発送。発送時期は要確認。ただし、予診票到着前の健診・予防接種は有料。直近で必要な分は保健センターで受け取り可能。
☐	免許証の住所変更	浦和警察署	本人が手続き	①印鑑、②住民票又は新しい住所を確認できる書類、③運転免許証	—

